

防地労第20727号
令和2年12月28日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

駐留軍等労働者旅費支給要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、駐留軍従業員旅費支給要領（施本労第145号（CLP）。平成14年3月31日。以下「旧通知」という。）は廃止する。

ただし、この通知の施行前に提出した旧通知の別表第1の第1号様式から第7号様式まで、別表第2、別表第3及び別表第5（以下、「旧様式」という。）による書類は、この通知の付紙様式第1から付紙様式第10の2までによる書類とみなす。

また、この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

添付書類：別紙

駐留軍等労働者旅費支給要領

(総 則)

第1 基本労務契約（昭和32年契約番号DA-92-557-FEC-28, 000）第18章A節（以下「A節」という。）の規定により、駐留軍等労働者（以下「従業員」という。）に対し旅費を支給する場合の要領は、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(旅費の支給要領)

第2 地方防衛局長又は地方防衛事務所長は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部を経由して、旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする従業員及び概算払に係る旅費の支給を受けた従業員でその精算をしようとする者から所定の旅費請求書を必要な書類を添えて提出させなければならない。この場合において、地方防衛局又は地方防衛事務所（以下「地方防衛局等」という。）は、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者に対しては、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額を支給してはならない。

なお、旅費（概算払に係る旅費は原則として除く。）の支給を受けようとする従業員及び概算払に係る旅費の支給を受けた従業員でその精算をしようとする者は、旅行許可証10欄の「上記の請求は正確です。」に本人の署名を行うものとする。

これにより、旅費請求書への署名は省略するものとする。

この場合、旅費請求書の備考欄に、「署名は、旅行許可証に記入済みである。」旨記述するものとする。

- 2 地方防衛局等は、概算払に係る旅費の支給を受けた従業員に、やむを得ない事情による場合を除くほか、当該旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をさせなければならない。
- 3 地方防衛局等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、精算による過払金の返納の告知の翌日から起算して2週間以内に当該過払金を返納させなければならない。

(旅費請求書の種類並びに支給調書の種類及び様式)

第3 第2第1項に規定する旅費請求書の種類並びに支給調書の種類及び様式は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 第2号から第8号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、付紙様式第1による旅費請求書。ただし、A節3 e、f 及び g に規定する転任に伴う旅費を支給する場合には、付紙様式第2による旅費請求書
 - (2) A節3 i に規定する日額旅費又はA節3 j に規定する在勤地内の旅行の旅費を請求する場合には、付紙様式第3による旅費請求書
 - (3) A節3 m、n に規定する旅費又は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）第40条に規定する死亡手当を支給する場合には、付紙様式第4による旅費請求書
 - (4) A節3 o (1) に規定する旅費を請求する場合には、付紙様式第5による旅費請求書
 - (5) A節3 o (2) に規定する旅費を請求する場合には、付紙様式第6による旅費請求書
 - (6) 概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、付紙様式第7による旅費請求書
 - (7) A節6 に規定する選考旅費を支給する場合には、付紙様式第8による支給調書
 - (8) 従業員が基本労務契約第15章に規定する健康診断のため施設外にある診療所又は病院に赴くために運賃を必要とすると認められた場合で旅費を支給するときは、付紙様式第9の様式による支給調書
- 2 第2第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、付表第1に掲げる書類とする。

(旅費支給整理簿)

第4 地方防衛局等は、米側から発出された旅行許可証に基づき、資金出納官吏が従業員に概算払又は精算払に係る旅費を支給した場合には、所定の旅費支給整理簿にそれぞれ必要な事項を記載しなければならない。ただし、選考旅費又は身体検査実施に伴う旅費を支給した場合には、第3第1項第7号及び第8号に掲げる支給調書をもってこれに替えることができる。

2 前項に規定する旅費支給整理簿の様式は、付紙様式第10によるものとする。

(旅費支給区分)

第5 従業員の旅費の取扱いについて、法における旅費取扱いの等級区分を準用する場合は付表第2によるものとする。

付紙様式第1

旅 費、概算・精算・請求書										地方防衛事務所長の確認														
資金出納官吏 殿					請求者		所属部隊		職 種		基本給表及び等級		氏 名											
概 算 額					精 算 額					追 給 額					返 納 額									
円					円					円					円									
年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃		車 賃		日 当		宿 泊 料		食 卓 料	
					路 程	運 賃	急 行 料 金	特別車 両料金 その他	計	路 程	運賃	特別船 室料金	寝 台 料 金 その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額	
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円	
合 計															km 円									
支 度 料	地方				定 額		既 給 額		差 引 額		上記のとおり旅費を請求します。						備 考							
					円		円		円		令和 年 月 日 上記の金額を領収しました。 令和 年 月 日 氏 名													

備考 1 本様式は使途に伴い不用の文字は抹消して使用すること。
2 航空賃、食卓料の欄に限っては省略することができる。

付紙様式第1の2

年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		食 卓 料	
					路 程	運 賃	急 行 料 金	特別車 両料金 その他	計	路 程	運賃	特別船 室料金	寝 台 料 金 その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円
合 計																km 円							

備考 1 本様式は使途に伴い不用の文字は抹消して使用すること。
2 航空賃、食卓料の欄に限っては省略することができる。

付紙様式第2

旅 費、概算・精算・請求書																							
資金出納官吏 殿					請求者		所属部隊		職 種		基本給表及び等級		氏 名		地方防衛事務所長の確認								
概 算 額					精 算 額					追 給 額					返 納 額								
円					円					円					円								
年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		食 卓 料	
					路 程	運 賃	急 行 料 金	特別車 両料金 その他	計	路 程	運賃	特別船 室料金	寝 台 料 金 その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円
合 計															km 円								
移 転 料		路 程	定 額	既 給 額	差 引 額	着後手当		日 当	宿 泊 料	計	支度料	地方											
		km	円	円	円			日 円	夜 円	円		円	円	円	円								
扶 養 親 族 移 転 料	区 分	人 員	鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	日 当	宿 泊 料	食 卓 料	着後手当	法附則第6項の旅費												
	1 2 才以上	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	6 才以上 1 2 才未満																						
	6 才未満																						
	計																						
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 氏名										令和 年 月 日 令和 年 月 日		備考											

備考 1 本様式は使途に伴い不用の文字は抹消して使用すること。
2 扶養親族移転料だけを請求する場合には、本人分の旅費を朱書すること
3 航空賃、食卓料の欄に限っては省略することができる。

付紙様式第2の2

年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		食 卓 料	
					路 程	運 賃	急 行 料 金	特別車 両料金 その他	計	路 程	運賃	特別船 室料金	寝 台 料 金 その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円
合 計																km 円							

備考 1 本様式は使途に伴い不用の文字は抹消して使用すること。
2 航空賃、食卓料の欄に限っては省略することができる。

旅 費、概算・精算・請求書

資金出納官吏						請求者	所属部隊	職 種	基本給表及び等級	氏 名		地方防衛事務所長の確認			
概 算 額			精 算 額			追 給 額			返 納 額						
円			円			円			円						
年月日	出発地	到着地	宿泊地	所 要 時 間	日当又は 日額旅費	鉄 道 賃		船 賃		車 賃		宿 泊 料		その他	備 考
						路 程	運賃・特別 車両料金 又は実費額	路 程	運賃・特別 船室料金 又は実費額	定 額	実費額	夜 数	定 額		
				時間	円	km	円	km	円	km	円	夜	円	円	
合 計										km 円					
上記のとおり旅費を請求します。 令和 年 月 日															
上記の金額を領収しました。 令和 年 月 日 氏 名															

備考 本様式は使途に伴い不用の文字は抹消して使用すること。

旅費、概算・精算・請求書

年 月 日	出 発 地	到 着 地	宿 泊 地	所 時 要 間	日当又は 日額旅費	鉄 道 賃		船 賃		車 賃		宿 泊 料		そ の 他	備 考
						路 程 km	運賃・特別 車両料金 又は実費額 円	路 程 km	運賃・特別 船室料金 又は実費額 円	定 額 km	実費額 円	夜 数 夜	定 額 円		
				時間	円	km	円	km	円	km	円	夜	円	円	
合 計										km 円					

付紙様式第4

資金出納官吏			旅 費 請 求 書		算 出 根 拠	
殿			地方防衛事務所長の確認			
請 求 者	住 所 (又は所属部隊)					
	職 種					
	死亡者との続柄 (又は職務の級)					
	氏 名					
請 求 額 円						
死 亡 者	所 属 部 隊					
	職 種					
	基本給表及び等級					
	氏 名					
	請求者との続柄					
上記のとおり旅費を請求します。 令和 年 月 日					備 考	
上記の金額を領収しました。 令和 年 月 日 氏名						

日本産業規格 A 4

備考 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。

旅 費 請 求 書

資金出納官吏 殿			地方防衛事務所長の確認		請 求 事 由	
請 求 者	所 属 部 隊 (又は所属部隊)					
	職 種					
	基本給表及び等級 (又は従業員との続柄)					
	氏 名					
請 求 額					円	
算 出 根 拠	区 分	本 人 分	扶 養 親 族 分	計	内 訳	
	鉄 道 賃	円	円	円		
	船 賃					
	航 空 賃					
	車 賃					
	移 転 料					
	支 度 料					
	そ の 他					
	計					
上記のとおり旅費を請求します。 令和 年 月 日					備 考	
上記の金額を領収しました。 令和 年 月 日 氏名						

備考 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。

旅 費 請 求 書

資金出納官吏					請求者	所 属 部 隊		職 種		基本給表及び等級		氏 名		地方防衛事務所長の確認											
殿																									
請求額		円			算 出 根 拠	喪失以後の旅行に必要な旅費額 円				喪失を免れた旅費額 円			差 引 額 円		喪失 事由										
喪失以後の旅行に必要な旅費	年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃				船 賃				航空賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		食 卓 料				
						路 程	運 賃	急 行 料 金	特別車 両料金 その他	計	路 程	運賃	特別船 室料金	寝 台 金 その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額	
						km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円
合 計																km									
上記のとおり旅費を請求します。												令和 年 月 日													
上記の金額を領収しました。												令和 年 月 日													
氏 名																									
												備 考													

旅費精算請求書

[illegible]

選 考 旅 費 支 給 調 書

選 考 職 種	被選考者氏名	募 集 地	選 考 地	支 給 金 額			備 考
				運 賃	宿 泊 料	計	
				円	円	円	

健康診断実施に伴う旅費支給調書

番 号	氏 名	職 種	区 間	行 程	運 賃	受領確認	備 考

旅 費 支 給 整 理 簿

所属部隊						住 所 (又は居所)							
職 種				氏 名		等 級		基 本 給 表					
所長 確認	用 務	用務先	旅 行 期 間		概 算 払			精 算 払			備 考		
					旅行許可 番号	旅行許可 年月日	年 月 日	金 額	旅行許可 番号	旅行許可 年月日		年 月 日	金 額
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								
			自 年 月 日	至 年 月 日	日間								

日本産業規格A4

備考：1. 本様式は使途に従い、不用の文字は抹消して使用すること。
2. 旅行許可に変更があった場合は朱書すること。

付紙様式第10の2

[illegible]

付表第 1

旅費請求書添付書類区分表

号 別	添付書類
第 3 第 1 項第 1 号に規定する旅費請求書に添付すべき書類	
1 法第 3 2 条第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号に規定する運賃、法第 3 3 条第 1 号若しくは第 2 号に規定する運賃又は法第 3 4 条第 1 項若しくは第 2 号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類
2 A 節 3 a (2) に規定する寝台料金、法第 3 2 条第 4 号に規定する運賃若しくは同条第 5 号に規定する急行料金若しくは寝台料金、法第 3 3 条第 3 号に規定する運賃若しくは同条第 4 号に規定する寝台料金又は法第 3 4 条第 1 項第 3 号に規定する運賃	業務上の必要を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
3 A 節 3 a (3) に規定する運賃	その支払を証明するに足る書類
4 A 節 3 a (4) ただし書に規定する車賃	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
5 法第 3 4 条第 2 項に規定する車賃	その支払を証明するに足る書類
6 A 節 3 k (法第 4 3 条において準用する場合を含む。)に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
7 A 節 3 b (1) (法第 3 5 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による宿泊の場合における日当又は A 節 3 c (法第 3 5 条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する宿泊料	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
8 A 節 3 d 又は法第 3 5 条第 3 項に規定する食卓料	その支払を証明するに足る書類
9 A 節 3 e または法第 3 6 条に規定する移転料	従業員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類の外、A 節 3 e (1) ただし書の規定による「相互に合意した 1 年を超える期間内」に該当する場合には、その期間延長の許可書
1 0 法第 3 9 条の 2 に規定する旅費	その支払を証明するに足る書類
1 1 A 節 3 g に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年令及び移転を証明する書類
1 2 A 節 3 l 又は法第 4 4 条に規定する旅費	旅行中に雇用を解除されたこと、雇用解除の事由雇用解除を知った日にいた地及び所定の期間内に帰住又は雇用解除に伴う旅行をしたことを証明する書類
1 3 A 節 3 n (1) 又は法第 4 5 条に規定する旅費	従業員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類
1 4 A 節 7 に規定する旅費	A 節の規定に該当することを証明する書類

15 外国旅行の旅費	前各号に掲げるものの外、毎日の行程、宿泊地及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名又はそれらの発着時刻等を記載した旅行日記
第3第1項第2号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 1 A節3j(1)(c)(法第42条において準用する場合を含む。)に規定する宿泊料 2 A節3j(1)(d)(法第42条において準用する場合を含む。)に規定する船賃、車賃	業務上の必要または天災その他やむを得ない事情を証明する書類 第1の6に掲げる書類
第3第1項第3号に規定する旅費請求書に添付すべき書類	従業員の死亡、その他死亡地及び遺族であることを証明する書類
第3第1項第4号に規定する旅費請求書に添付すべき書類	損失額、旅行許可証の取消し又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類
第3第1項第5号に規定する旅費請求書に添付すべき書類	交通機関の事故により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する書類

旅費支給区分による国家公務員相当等級表

旅費支給区分	国家公務員相当等級
H	8 等 級
G	7 "
F	6 "
E	5 "
D	4 "
C	3 "
B	2 "
A	1 "